

総務生活委員会会議録

1 日時 令和 5年 3月10日 (金曜日)

開会 午後 2時 4分

閉会 午後 2時 43分

2 場所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出席)	委員長	高谷幸男	副委員長	山田雅徳
	委員	荒木将之介	委員	森安健一
	〃	三宅啓介	〃	岡崎亨一
	〃	村木理英	〃	剣持堅吾
(欠席)	なし			
(その他出席者)	なし			

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	河相祐子	同次長	宇野裕
同主幹	岡良子		

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中島邦夫	秘書室長	丸野裕子
総合政策部長	脇奈七		
政策調整課長兼魅力発信室長代理		江口真弓	
デジタル化推進室長	難波孝次	総務部長	難波敏文子
総務課長	内田和弘	財政課長	横田優子
財政課主幹	岡真里		
財産管理課長	小野達史	財産管理課主幹	林琢也
市民生活部長	新谷秀樹	人権・まちづくり課長	渡邊康広
交通政策課長	小原靖子	会計課長	弓取克哉
消防長	中山利典	消防総務課長	西川貴治
教育部長	加治佐一	教育総務課長	浅野竜治

6 付議事件及びその結果

別紙のとおり

7 議事経過の概要

別紙のとおり

8 その他必要な事項

別紙のとおり

開会 午後2時4分

○委員長（高谷幸男君） ただいまから総務生活委員会を開会いたします。

本日の出席は8名全員であります。

これより、さきの本会議において付託されました案件の審査を行います。

まず、議案第4号 岡山市及び総社市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

政策調整課長。

○政策調整課長兼魅力発信室長代理（江口真弓君） 議案第4号 岡山市及び総社市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について御説明を申し上げます。

この連携協約は、岡山市と総社市を含む関係市町が連携し、圏域全体の経済成長の牽引などを目的に都市圏の形成を図るものであり、基本的な方針及び役割分担を定めるものであります。本市は、平成28年よりこの連携協約を締結しておりますが、このたび新たに一つの連携取組を追加するため、地方自治法第212条の2第3項の規定により、市議会の議決を経ようとするものでございます。

追加する連携取組につきましては、まず1枚お開きください。

こちらの別表は、提携する取組及び役割分担を掲げたものです。

さらに1枚お開きいただきまして、左のページ、3、圏域全体の生活関連機能サービスの向上中、「教育、文化、スポーツの振興」の次に、新たな連携取組として「地域生活機能の強化」を追加しようとするものでございます。

具体的には、森林機能の維持増進に関する研究事業で、森林環境譲与税の有効な活用方法について、関係市町と情報を共有し研究することにより、森林の持つ多面的機能のさらなる維持増進を図る事業でございます。

なお、附則といたしまして、この協約は令和5年4月1日から適用することといたしております。

議案第4号については以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡崎委員。

○委員（岡崎亨一君） すみません、教えてください。

今の森林機能というところで、各地域における課題解決に取り組むというのが、具体的にこれから出てくるのか、既に挙がっているのか、どう変わっていくのか、すみません、想像ができなかったものですから教えてください。

○委員長（高谷幸男君） 政策調整課長。

○政策調整課長兼魅力発信室長代理（江口真弓君） このたび追加になります連携取組につきましては、総社市では農林課が手を挙げた事業でございまして、国から頂いております森林環境譲与税を財源として、森林整備の促進や担い手確保、林業の従事者の育成などの事業を進めております。こういった事業を進めるに当たって、今回この連携中枢都市圏の中の市町で意見交換をしたり、市町が行っている動きをキャッチしながら、それぞれの市町が実施する事業をさらに深め、検証していくということを目的に参画するものでございます。

以上です。

○委員長（高谷幸男君） 岡崎委員。

○委員（岡崎亨一君） すみません、今の御説明を踏まえての私の理解は、林業に携わる方の意見交換の場というふうに簡単に捉えればよろしいでしょうか。

○委員長（高谷幸男君） 政策調整課長。

○政策調整課長兼魅力発信室長代理（江口真弓君） 林業の担い手が直接話合いを関係市町のほうですのではなく、行政が森林環境譲与税を使ってどういった事業をするのかということに関係市町で共有しながら、有効な活用をしていこうというような連絡調整をする会議を持とうというような取組でございます。

○委員長（高谷幸男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

○委員長（高谷幸男君） 次に、議案第5号 総社市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての審査に入ります。

それでは、当局の説明を求めます。

○委員長（高谷幸男君） 消防総務課長。

○消防総務課長（西川 貴君） 議案第5号 総社市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

この条例の改正理由でございますが、昨今、災害の多発化、大規模化により団員一人一人の負担

も大きくなっている状況の中、少子・高齢化や地域によっては人口が減少している現状を踏まえ、報酬等の処遇改善を図り、消防団員の士気向上及び消防団活動の活性化、ひいては消防団員の人員確保につながるよう関係条文の整備を行おうとするものでございます。

1枚お開きください。

第1条におきましては、字句の修正でございます。

もう一枚お開きください。

第2条におきまして、消防団員の報酬を年額報酬と災害活動や訓練等に従事した場合に支給する出動報酬の2種類に分け、年額報酬につきましては、別表第1において、団員の報酬額を国の示す基準額3万6,500円とし、班長、部長、副分団長については、業務の負担や職責等を勘案してそれぞれ増額しようとするものでございます。また、出動報酬につきましては、改正後の別表第3におきまして、それぞれの活動区分に応じて従事した時間により報酬を支給するものでございます。

また、第3条におきましては、報酬の支給を10月と4月の年2回に変更しようとするものでございます。

第4条におきましては、実費弁償として支給しておりました費用弁償分を第2条の出動報酬として支給することとし、旅費分のみに変更するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行することといたしております。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

三宅委員。

○委員（三宅啓介君） すみません。報酬を増額するということは理解したんですが、1点確認だけさせてください。

改正前の実費弁償として支給されるものの中に警戒出動費用弁償という項目が、1,000円という項目がついていきますが、これは新しくなるとどこに該当しますか。

○委員長（高谷幸男君） 消防総務課長。

○消防総務課長（西川 貴君） 三宅委員の御質問にお答えをさせていただきます。

以前の費用弁償の中にあつた警戒でございますが、こちらのほうは、俗に言う花火、雪舟フェスタであるとか、そういった花火の打ち上げに関するそういった警戒のところを示しております。ですので、新しい部分になりますと、訓練、会議等、災害以外に関する出動のほうに入ります。警戒と言いますと、火災の後火警戒、そういったものも想定するかと思うんですが、それは災害出動のほうに含まれるものでございます。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 分かりました。

そうすれば、例えば年末によく消防団の方々が年末夜警ということをされるとと思いますが、それもこれに該当しますか。

○委員長（高谷幸男君） 消防総務課長。

○消防総務課長（西川 貴君） 大変失礼をいたしました。そのとおりでございます。

年末夜警の警戒活動、そちらのほうもこちらの訓練、会議等、災害以外に関する出動、こちらのほうに含まれるものでございます。

以上でございます。

（「分かりました。」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） 他に質疑はありませんか。

森安委員。

○委員（森安健一君） たわいないことなんですけども、火災、災害等に関する出動時間の件なんですけども、これは各分団長が把握して、各団員の方が何時間おられたという把握は、タイムカードじゃないんで、なかなか途中で帰ってしまった人とかという把握が取れているのかなというように疑問に思ったんですけども、僕も消防団に入っていたときに、家の火災のときはもうずっとおるといので、僕は仕事があるから抜けるわという、一々分団長に言って帰るわけ、そこの部長に言っているとかがというので、これは一々部長とかがチェックされるんですかね。

○委員長（高谷幸男君） 消防総務課長。

○消防総務課長（西川 貴君） 森安委員の御質問にお答えをさせていただきます。

こちらのほう、森安委員が御指摘のとおり、分団長、部長のほうにお願いをさせていただきまして、その都度確認をしてもらって、消防というのは、報告、伝達、そういったことも重要視しているところでございますので、そういったところでしっかり出動した際には分団長、部長のほうに報告をしていただいて、帰隊する場合、帰所する場合、御自宅に帰られる場合にもそのような報告をもって、分団長、部長の方には御負担が大きくなるころではございますが、こちらのほうは今後の課題としても消防本部のほうも捉えております。今後ICTの活用等も大きな目で捉えて検討しているところではございます。御指摘のほうありがとうございます。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 森安委員。

○委員（森安健一君） 分かりました。

消防団というのは信頼関係で成り立っている団体だと思いますので、そこは信頼をしていただいて、していただければと思います。ありがとうございます。

○委員長（高谷幸男君） 他に質疑はありませんか。

岡崎委員。

○委員（岡崎亨一君） 別表第1の金額についてお伺いをします。

これで、省庁から示された交付税単価は全てクリアしたと、それ以上のものもうちはあるかと思

うんですけども、そういう認識でよろしいですか。それよりちょっと交付税単価を上げながら、これぐらいうちはしっかりと報酬が上げれましたよという報告をお願いしたいんですけど。

○委員長（高谷幸男君） 消防総務課長。

○消防総務課長（西川 貴君） すみません、岡崎委員の御質問にお答えをさせていただきます。

国が示しております普通交付税の単価でございますが、団員は国が示しております交付税の単価3万6,500円、こちらを示しております。こちらと同額でございます。他の階級につきましては、全て国が示している普通交付税の単価、こちらよりも額を上げているところでございます。

内訳としましては、班長のほうが交付税単価3万7,000円、部長のほうも3万7,000円を示しておりますが、班長のほうは3万8,000円、部長のほうは4万円とうちのほうはしております。また、副分団長のほうは4万5,500円を示されておりますが、総社市としましては4万6,000円、国の交付税、分団長5万500円ですが、総社市としましては6万円、副団長につきましては6万9,000円が示されておりますが10万円、団長は8万2,500円が示されておりますが、総社市としましては15万円を支給するものでございます。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第24号 令和4年度総社市一般会計補正予算（第11号）のうち、本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

○委員長（高谷幸男君） 財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） それでは、議案第24号 令和4年度総社市一般会計補正予算（第11号）につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末が間近となりましたので、歳入歳出予算の執行状況から、各事務事業の見込額及び確定額によって予算の増減措置を行うものなどでございます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6億800万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ351億3,062万円とするものでございます。

主な内容につきまして、本委員会の所管に属するものについて、便宜歳出から御説明を申し上げますので、予算書の16、17ページをお開きください。

まず、第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費、第8節旅費380万円の減額は、今年度実施できなかった茅野市議会との交流及び各常任委員会の行政視察に係る経費の減額でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第6目財産管理費1億720万1,000円の減額のうち、第14節工事請負費1億2,120万円の減額は、新庁舎建設の工事請負契約締結により、前金払いの金額が確定したことに伴います減額でございます。

続きまして、第7目企画費、第12節委託料1,012万2,000円の減額は、行政手続のオンライン化業務の事業費確定による電算システム導入委託料693万2,000円の減額、空家等実態調査業務に係る契約額確定に伴う不用額319万円の減額でございます。

第11目交通対策費、第12節委託料193万6,000円につきましては、雪舟くん予約システムの今年度の改修が不要となったために減額するものでございます。

第17節備品購入費471万5,000円の減額につきましては、雪舟くん新車両の購入額が確定したことに伴うものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金26万円につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、市内路線バスの運賃収入が減少したことなどから、補助額が増加する見込みとなったため増額するものでございます。

第14目自治振興費、第11節役務費117万3,000円の減額は、市民活動保険の入札執行残でございます。

次に、同款第2項徴税费、第2目賦課徴收费、第7節報償費の5,000万円の減額につきましては、ふるさと納税返礼品のお米の実績見込みによる減額でございます。

続きまして、20、21ページをお開きください。

第13款予備費につきましては、予算調整でございます。

○委員長（高谷幸男君） 財政課長。

○財政課長（横田優子君） 続きまして、歳入について、本委員会の所管に属する部分の御説明をいたしますので、予算書12ページ、13ページへお戻りください。

第11款地方交付税、第1項地方交付税1億3,220万6,000円の増額につきましては、令和4年度普通交付税の再算定がなされ、追加交付が決定されたことによるものでございます。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目総務費国庫補助金1億7,449万5,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の額の確定によるものでございます。

第16款県支出金、第2項県補助金、第2目総務費県補助金96万8,000円の減額につきましては、

歳出で御説明いたしましたデータシステム改修委託料の減額に伴う県補助の減額でございます。

14ページ、15ページをお開きください。

第18款寄附金、第1項寄附金、第2目総務費寄附金1億2,500万円の減額につきましては、ふるさと納税の寄附額実績見込みによるものでございます。

第19款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金4億500万円の減額は財源調整、第11目庁舎等整備事業基金繰入金600万円の減額は新庁舎建設事業費の確定に伴うものでございます。

第21款諸収入、第5項雑入、第4目雑入のうち、本委員会の所管に属する部分は、まず説明欄のデジタル基盤改革支援補助金346万7,000円の減額で、電算システム導入委託料の額確定に伴うもの及びその他雑入16万6,000円の減額で予算調整でございます。

第22款市債、第1項市債、第2目総務債420万円の減額につきましては雪舟くんの車両更新に係る経費の確定に伴うもの、同款第19目合併特例債1億1,520万円の減額は新庁舎建設事業費の確定に伴うものでございます。

続きまして、第2条、繰越明許費の補正について御説明いたしますので、4ページ、5ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正（追加）のうち、本委員会の所管に属するものは、第2款総務費、第1項総務管理費の総社市新生活交通事業で、新車両の納入に不測の日数を要したことから、旧車両、今の車両ですね、のほうの手續について年度内の完了が困難なため、繰越明許の措置を取りまして、記載の額を翌年度へ繰り越そうとするものでございます。

続きまして、第4表、地方債補正について御説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。

第4表、地方債補正（変更）のうち、本委員会の所管に属するものは、一つ目の交通施設整備事業、そして一番下の合併特例事業で、先ほど歳入で御説明いたしましたように、事業費の確定に伴い限度額を減額するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） 調書の7ページの交通対策費の新生活交通システムの電算システム改修委託料が改修が不要となったため減額というふうに補正で書いていただいていますね。先ほど令和5年度の一般会計の中で、その中の質疑で、電算システム改修委託料というものが挙がってきているので、今回の補正の不要となった減額というのは、もうそこでやるのをやめて、令和5年度の当初予算で新たなものをやるから今ここの補正で減額しますという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（高谷幸男君） 交通政策課長。

○交通政策課長（小原靖子君） 山田副委員長からの御質問にお答えいたします。

電算システム改修委託料ですけれども、こちらの減額の中身につきましては、地図更新の経費になります。今現在の雪舟くんのシステムの地図の更新を今年度予定しておりましたが、今のシステムサービスが来年度末で終わるということで、事業者のほうからも今ここで地図更新をするのではなくて、新しいシステムのほうは更新というよりもデータサービスを受ける形になりますので、今更新してしまうとその更新が、最新のものではもちろん入れるんですけども、もう日々変わっていくものになりますので、次のシステムからは新しいものになりますから、ここでは地図更新を見送ったほうが良いという判断でございます。

以上です。

（「分かりました。理解しました。」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） 他に質疑はありませんか。

三宅委員。

○委員（三宅啓介君） すみません、入のほうのふるさと納税のことなんですけど、これは8億円見込んでいたのが6億7,000万円ちょっとだということなんですけど、この辺の分析というところをどういうふうにご検討されているかということをお尋ねいたしたいと思います。

○委員長（高谷幸男君） 魅力発信室長代理。

○政策調整課長兼魅力発信室長代理（江口真弓君） ふるさと納税の寄附金の歳入の見込みですが、見込み過ぎていたというのが実態でございまして、ある程度目標を高くというような予算立てになっておりました。ただ、ここ最近、3年ぐらい、4年ぐらいは今の金額ぐらいでとどまってしまっております。なので、実態に合わせた予算にすべきということで、このたび減額をさせていただき、来年度の当初予算も前年度の予算よりは落とした実態に近い予算額を計上いたしております。

以上です。

○委員長（高谷幸男君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。

本件のうち、本委員会の所管に属する部分については可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高谷幸男君) 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち、本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決定されました。

次に、同意第1号 政策監の任命に関する同意を求めることについての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(内田和弘君) それでは、同意第1号 政策監の任命に関する同意を求めることにつきまして御説明をいたします。

令和5年4月1日から政策監を設置するため、総社市政策監の設置等に関する条例第3条の規定により、市議会の同意を得て政策監を任命しようとするものでございます。

その方は、お配りしております議案に記載のとおり、総社市井手にお住まいの難波敏文氏でありまして、新たに任命しようとするものでございます。

経歴でございますが、昭和58年4月から本市に勤務され、総務部財政課長、総務課長、総務部次長を歴任された後、平成27年4月から総務部長を務められ、本年3月に御退職される予定でございます。適任と考えますので、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長(高谷幸男君) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高谷幸男君) これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は同意すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高谷幸男君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は同意すべきであると決定いたしました。

次に、同意第2号 教育長の任命に関する同意を求めることについての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(内田和弘君) それでは、同意第2号の教育長の任命に関する同意を求めることにつきまして御説明をいたします。

教育長の任期が令和5年5月11日で満了することから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、市議会の同意を得て教育長を任命しようとするものでございます。

その方は、お配りしております議案に記載のとおり、岡山市北区吉宗にお住まいの久山延司氏でありまして、引き続き任命しようとするものでございます。

御経歴でございますが、令和2年5月から教育長をお務めいただいております。教育行政に精通され、幅広い知識や経験から御意見をいただけるものと思います。適任と考えますので、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は同意すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は同意すべきであると決定いたしました。

次に、同意第3号 教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（内田和弘君） それでは、同意第3号の教育委員会委員の任命に関する同意を求めることにつきまして御説明いたします。

本市の教育委員会委員のうち、1名の任期が令和5年5月11日で満了することから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、市議会の同意を得て委員を任命しようとするものでございます。

その方は、お配りしております議案に記載のとおり、総社市総社にお住まいの三宅眞砂子氏でありまして、引き続き任命しようとするものでございます。

経歴でございますが、昭和50年に岡山大学医学部を御卒業後、岡山大学医学部麻酔科へ入局され、昭和55年5月に国立岩国病院へ小児科医として赴任、平成元年4月に三宅内科小児科医院を開

院し、副院長として小児科を担当されております。また、総社幼稚園、総社東中学校などの園医、校医もお務めいただいております、平成25年12月からは本市の教育委員会委員に就任され、本市の教育行政に御尽力いただいているところでございます。適任と考えるので、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は同意すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は同意すべきであると決定いたしました。

次に、同意第4号から第8号まで、固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについての一括審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（内田和弘君） それでは、同意第4号から同意第8号までの5議案につきまして御説明をいたします。

同意第4号から同意第8号につきましては、固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてでございます。

本市の固定資産評価審査委員会委員について、現在5名の委員の方を選任しておりますが、任期が本年5月11日で満了することから、地方税法第423条第3項の規定によりまして、市議会の御同意をいただきまして後任の委員を選任しようとするものでございます。

なお、選任しようとする5名の方は、現在の委員の方が3名、新規の委員の方が2名でございます。

まず、同意第4号では、総社市小寺にお住まいの秋山伸氏でございまして、引き続き選任したいと考えております。

経歴でございますが、27年間税務署国税局にお勤めの後に、平成6年からは御自身で税理士事務

所を開業されていまして、現在に至っております。固定資産評価審査委員会委員としては、令和2年5月からお務めいただいているところでございます。

次に、同意第5号でございます。

岡山市北区芳賀お住まいの西本憲次氏でございまして、引き続きに選任いたしたいと考えております。

御経歴でございますが、約21年間ハウスメーカーや設計事務所において住宅等の設計、施工、管理に携わってこられました。一級建築士や土地家屋調査士などの資格を取得されており、平成18年12月からは御自身で測量登記事務所を開所されて、現在に至っております。固定資産評価審査委員会委員としては、平成29年5月から務めていただいているところでございます。

次に、同意第6号でございます。

総社市清音軽部にお住まいの横浦貴之氏でございまして、新たに委員として選任いたしたいと考えております。

御経歴でございますが、平成16年から不動産業に携わられており、宅地建物取引士の資格を取得されておられます。

次に、同意第7号でございます。

総社市刑部にお住まいの横田修氏でございまして、引き続き選任したいと考えております。

御経歴でございますが、昭和57年4月から平成28年3月まで34年間総社市役所にお勤めになりまして、そのうち5年間税務行政に携わられておられます。固定資産評価審査委員会委員としては、令和2年5月から務めていただいているところでございます。

次に、同意第8号でございます。

総社市総社一丁目にお住まいの渡邊康晴氏でございまして、新たに委員として選任いたしたいと考えております。

御経歴でございますが、平成5年から不動産業に携わられており、宅地建物取引士の資格を取得されておられます。

いずれの方も固定資産評価等に関しましては御精通の方であり適任と考えますので、御同意をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） これより、同意第4号から第8号までの5件について一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、これら5件に対する質疑を終結いたします。

これより、同意第4号から第8号までの5件について一括討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高谷幸男君) これをもって、これら5件に対する討論を終結いたします。

これより、同意第4号から第8号までの5件について一括採決いたします。

これら5件は同意すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高谷幸男君) 御異議なしと認めます。

よって、これら5件は同意すべきであると決定いたしました。

次に、意見第1号 人権擁護委員の候補者の推薦に関する意見を求めることについての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

人権・まちづくり課長。

○人権・まちづくり課長(渡邊康広君) それでは、意見第1号の人権擁護委員の候補者の推薦に関する意見を求めることにつきまして御説明を申し上げます。

本市推薦の人権擁護委員のうち、1名の方の任期が令和5年6月30日をもって満了となることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、市議会の御意見をお伺いし候補者を推薦しようとするものでございます。

候補者につきましては、総社市宿にお住まいの高谷智子様で、この方を新たに推薦したいと考えております。

高谷様におかれましては、昭和55年3月に岡山就実短期大学幼児教育課を御卒業の後、同年4月から社会福祉法人進和福祉会山手保育園で保育士として勤務され、令和2年3月に山手保育園園長としての御勤務を最後に、定年により退職してございます。同年4月からは引き続き再雇用職員として同園で勤務しておられます。人格、識見が高く、人権擁護について御理解があり、山手保育園で培った知識と経験を生かし、現在も保育士として地域のために御尽力いただいております。人権擁護委員として適任であると考えます。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長(高谷幸男君) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高谷幸男君) これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は推薦に同意すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高谷幸男君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は推薦に同意すべきであると決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては、委員長に御一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高谷幸男君) 異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後2時43分